

盛岡広域振興局長告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成27年7月3日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

1 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371600123	株式会社明進	訪問介護事業所一本木の館	滝沢市後268番地546	平成27年6月29日

2 介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0372101964	株式会社篠村	訪問看護ステーションしのむら	岩手郡雫石町寺の下105番地12	平成27年7月1日

3 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0371400193	株式会社ハラショー	デイサービスあさひ	八幡平市松尾寄木第1地割135番地2	平成27年6月29日